

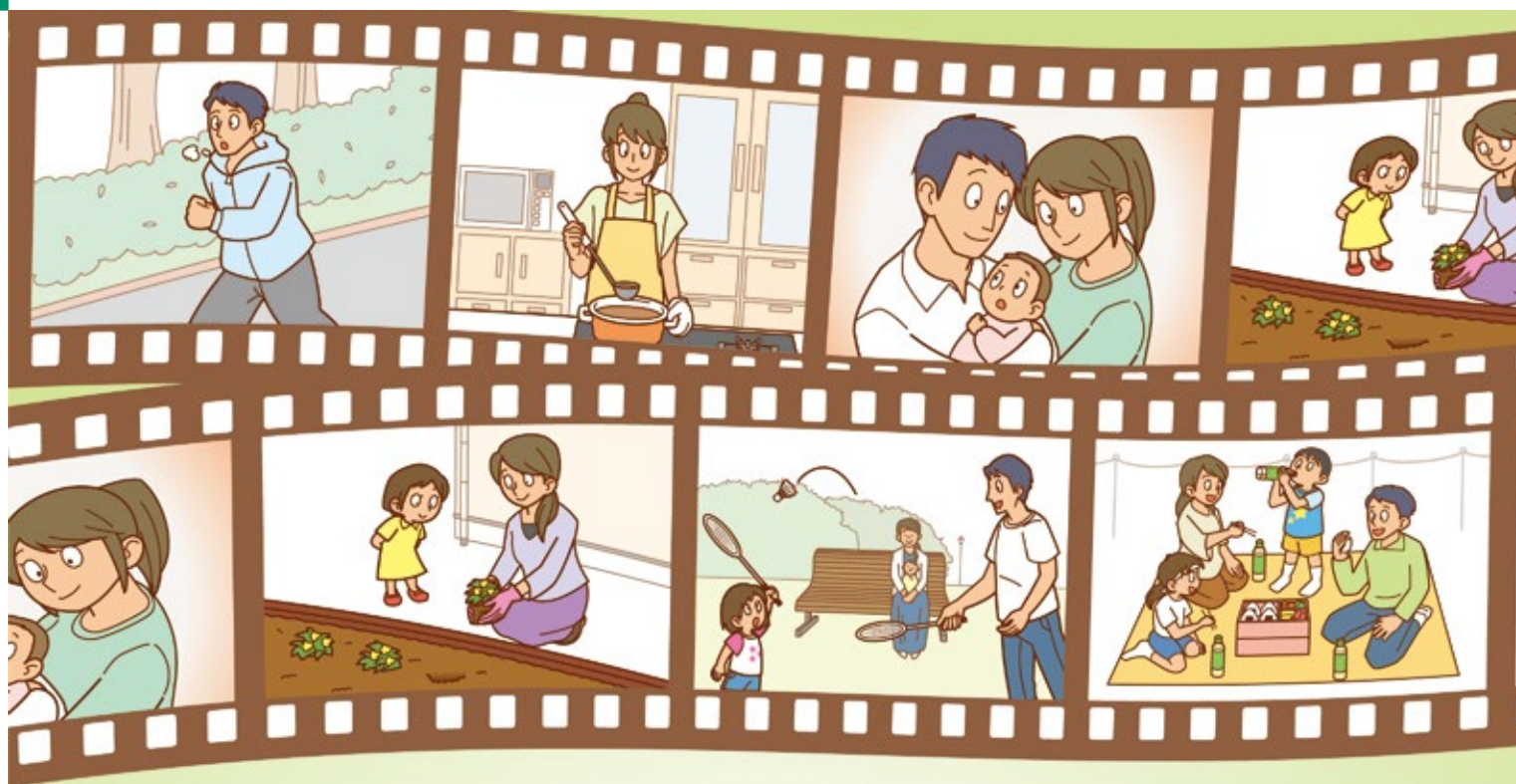
日常生活傷害補償保険

日新火災

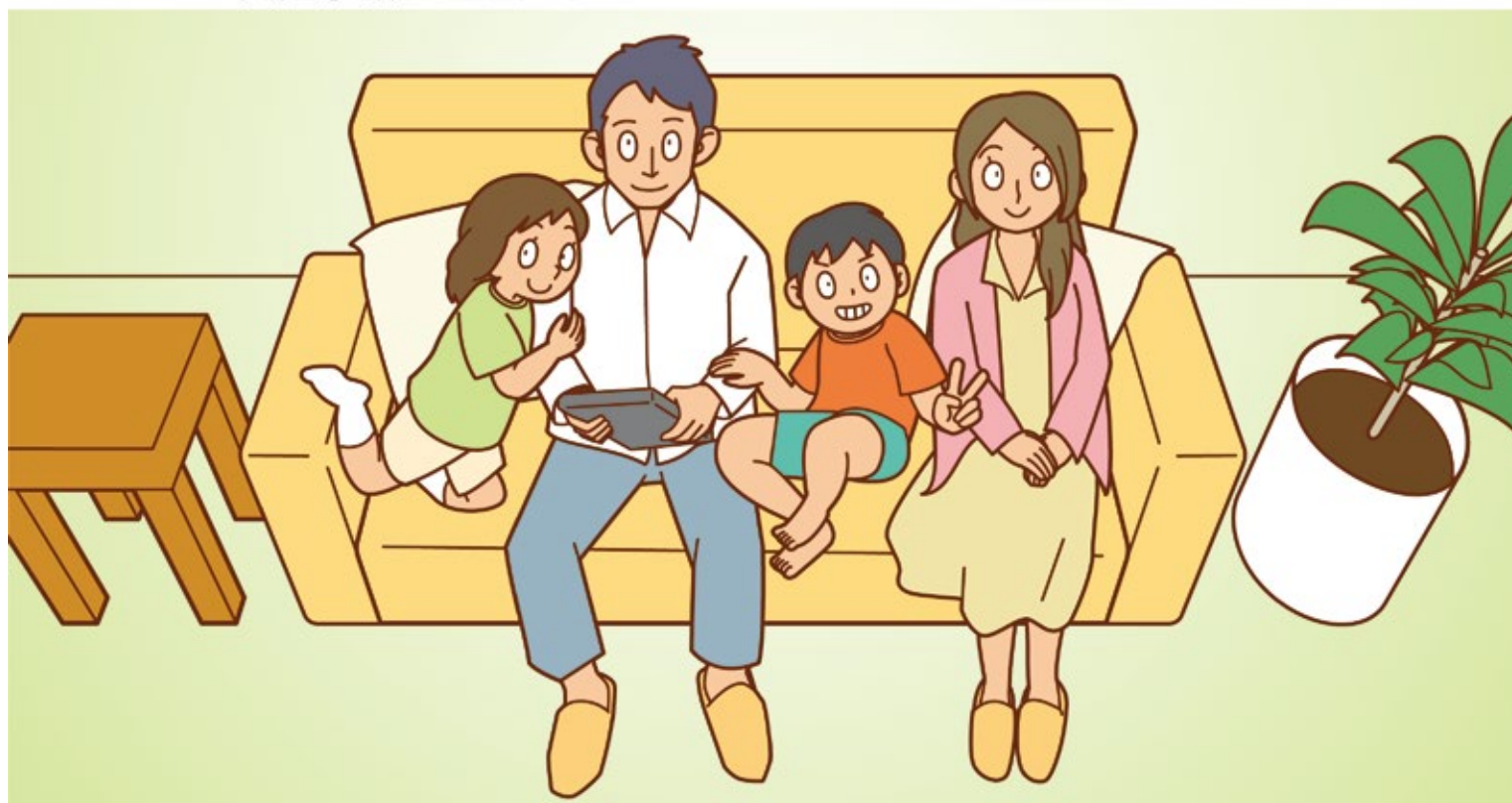
TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

日新火災の傷害保険があなたの生活をサポートします。

2024年10月改定



- 日常生活のさまざまなケガ
 - 交通事故によるケガ
- を24時間、国内・国外を問わず補償します。



日新火災の日常生活傷害補償保険

日常生活コース

日常生活のケガに
備えた傷害保険

本人型

被保険者
本人



家族型(夫婦)

被保険者
本人・配偶者



家族型(家族)

被保険者
本人・配偶者・
親族



家族型(配偶者除く)

被保険者
本人・親族



総合補償コース

日常生活のケガ^{プラス}
オプションで幅広く
補償する傷害保険

本人型

被保険者
本人



家族型(夫婦)

被保険者
本人・配偶者



家族型(家族)

被保険者
本人・配偶者・
親族



家族型(配偶者除く)

被保険者
本人・親族



こどもコース

日常生活のケガ^{プラス}
育英費用を
補償する傷害保険

本人型

被保険者
本人



交通傷害コース

交通事故によるケガに
備えた傷害保険

本人型

被保険者
本人



基本補償

死亡・後遺障害保険金

事故により、死亡した場合や
後遺障害が生じた場合に保
険金をお支払いします。



入院保険金

事故によるケガが原因で入院
した場合に保険金をお支払
いします。



手術保険金

事故によるケガの治療のた
め、所定の手術を受けた場
合に保険金をお支払いし
ます。



通院保険金

事故によるケガが原因で通院
した場合に保険金をお支払
いします。



被保険者(補償の対象となる方)の範囲

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

コース・ 被保険者の型		基本補償			
		本人※1	配偶者※2	本人の同居の親族※3 および別居の未婚※4の子	配偶者の同居の親族※3 および別居の未婚※4の子
日常生活	本人型	○	—	—	—
	家族型(夫婦)	○	○	—	—
	家族型(家族)	○	○	○	○
	家族型(配偶者除く)	○	—	○	—
総合補償	本人型	○	—	—	—
	家族型(夫婦)	○	○	—	—
	家族型(家族)	○	○	○	○
	家族型(配偶者除く)	○	—	○	—
こども※5	本人型	○	—	—	—
交通傷害	本人型	○	—	—	—

※1 … 保険証券の本人欄に記載の方となります。

※2 … 本人の配偶者をいいます。配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。以下同様とします。

※3 … 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。ただし、配偶者を除きます。

※4 … これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※5 … 被保険者は保険期間の末日において満23歳未満の方、または、学校教育法に定める学校の学生および生徒となります。

お客さまのニーズにあわせて、賠償責任等に対する補償をお選びいただけます。

PLUS
特約
オプション

個人賠償責任危険補償特約

被保険者の日常生活における偶然な事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合または他人から借りた物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

通勤・通学中も補償します！

示談交渉サービス付



日常生活コース

こどもコース

交通傷害コース

弁護士費用・法律相談費用補償特約

事故により、身体の障害または財物の損壊等の被害を受けたことについて、法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用・法律相談費用や、人格権侵害またはその他の侵害（いじめ、嫌がらせ、痴漢等）による精神的苦痛の被害を受けたことについて弁護士委任を行う場合の弁護士費用・法律相談費用に対して保険金をお支払いします。



日常生活コース

総合補償コース

こどもコース

交通傷害コース

総合補償特約

総合補償コース

● 個人賠償責任

示談交渉サービス付

被保険者の日常生活における偶然な事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合または他人から借りた物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



● 救援者費用等

事故により、被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合や被保険者の生死が不明となった場合に、被保険者の親族等が負担した救助捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料に対して保険金をお支払いします。



● 携行品(身の回り品)損害

住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により生じた損害に対して保険金をお支払いします。



● ホールインワン・アルバトロス費用

被保険者が国内のゴルフ場でゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより、負担した贈呈用記念品・祝賀会等の費用に対して、保険金をお支払いします。



各種
サービス

各種サービスを **無料** でご利用いただけます！

医療のサポート24

● 対象：すべてのご契約

24 時間
365 日

一般健康・
緊急医療相談サービス

予約制

専門医相談サービス

夜中に
子供が発熱！
どうしたら
いいの？



現在の
治療について、
他の医師の
意見も聞いてみたい。



いじめ・嫌がらせ・痴漢等の 被害に関する相談サービス(予約制)

● 対象：弁護士費用・法律相談費用補償特約を
セットしたご契約

痴漢の被害に
あった！
警察に被害届を
出すには
どうしたらいいの？



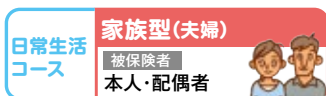
SNSで誹謗中傷を書かれて
困っています。
これ以上被害が
拡大しない方法を
相談したいです！



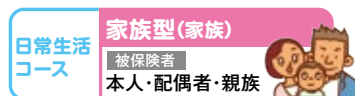
※本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は、予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。
※ご連絡いただいた際には、お客さまの証券番号を確認させていただくことがあります。
※通話料は無料です。



被保険者本人の年齢		満69歳以下	満70歳以上
保険金額	死亡・後遺障害	500万円	500万円
	入院日額	5,000円	3,000円
	通院日額	1,500円	1,000円
	賠償責任	個人賠償 5,000万円 保管物賠償 10万円(自己負担額5,000円)	5,000万円 10万円(自己負担額5,000円)
保険料	一時払	16,140円	12,710円
	月払	1,470円	1,160円



被保険者本人の年齢		満69歳以下	満70歳以上
保険金額	本人・配偶者		
	死亡・後遺障害	500万円	500万円
	入院日額	5,000円	3,000円
	通院日額	1,500円	1,000円
	親族		
	死亡・後遺障害	—	—
賠償責任	個人賠償	5,000万円	5,000万円
	保管物賠償	10万円(自己負担額5,000円)	10万円(自己負担額5,000円)
保険料	一時払	30,190円	23,330円
	月払	2,750円	2,130円



被保険者本人の年齢		満69歳以下	満70歳以上
保険金額	本人・配偶者		
	死亡・後遺障害	500万円	500万円
	入院日額	5,000円	3,000円
	通院日額	1,500円	1,000円
	親族		
	死亡・後遺障害	300万円	300万円
賠償責任	個人賠償	5,000万円	5,000万円
	保管物賠償	10万円(自己負担額5,000円)	10万円(自己負担額5,000円)
保険料	一時払	46,370円	35,520円
	月払	4,230円	3,240円



保険金額	死亡・後遺障害	500万円
	入院日額	3,000円
	通院日額	1,500円
	育英費用	200万円
	賠償責任	個人賠償 5,000万円 保管物賠償 10万円(自己負担額5,000円)
保険料	一時払	15,920円
	月払	1,460円



被保険者本人の年齢		満69歳以下	満70歳以上
保険金額	死亡・後遺障害	500万円	500万円
	入院日額	5,000円	3,000円
	通院日額	1,500円	1,000円
	賠償責任	個人賠償 5,000万円 保管物賠償 10万円(自己負担額5,000円)	5,000万円 10万円(自己負担額5,000円)
保険料	一時払	6,440円	5,580円
	月払	580円	520円

総合補償
コース

本人型

被保険者
本人

被保険者本人の年齢		満69歳以下	満69歳以下	満70歳以上
保険金額	死亡・後遺障害	500万円	500万円	500万円
	入院日額	5,000円	5,000円	3,000円
	通院日額	1,500円	1,500円	1,000円
	賠償責任	個人賠償	1億円	1億円
		保管物賠償	10万円(自己負担額5,000円)	10万円(自己負担額5,000円)
	携行品損害	30万円(自己負担額3,000円)	30万円(自己負担額3,000円)	30万円(自己負担額3,000円)
	救援者費用等	300万円	300万円	300万円
	ホールインワン・アルバトロス費用	30万円	—	—
保険料	一時払	22,640円	18,800円	15,370円
	月払	2,070円	1,720円	1,410円

総合補償
コース

家族型(家族)

被保険者
本人・配偶者・親族

被保険者本人の年齢		満69歳以下	満69歳以下	満70歳以上
保険金額	本人・配偶者	死亡・後遺障害	500万円	500万円
		入院日額	5,000円	3,000円
		通院日額	1,500円	1,000円
	親族	死亡・後遺障害	300万円	300万円
		入院日額	3,000円	1,500円
		通院日額	1,000円	800円
	賠償責任	個人賠償	1億円	1億円
		保管物賠償	10万円(自己負担額5,000円)	10万円(自己負担額5,000円)
	携行品損害	30万円(自己負担額3,000円)	30万円(自己負担額3,000円)	30万円(自己負担額3,000円)
	救援者費用等	300万円	300万円	300万円
	ホールインワン・アルバトロス費用(本人のみ)*	30万円	—	—
保険料	一時払	54,880円	51,040円	40,190円
	月払	5,020円	4,670円	3,680円

*本人のみが補償の対象となります。ご家族を含める場合には、取扱代理店または弊社にご照会ください。

ご注意

※被保険者本人の年齢が満70歳以上の保険料例については、「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」および「入院保険金支払限度日数変更特約」をセットしています。

	被保険者本人の年齢	
	満69歳以下	満70歳以上
お支払いの対象となる後遺障害等級	後遺障害等級の第1級～第14級 (死亡・後遺障害保険金額の4%～100%)	後遺障害等級の第1級～第3級 (死亡・後遺障害保険金額の78%～100%) ※「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」がセットされます。
入院保険金支払限度日数	180日限度	30日限度 ※「入院保険金支払限度日数特約」がセットされます。

※次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。

- ・被保険者の年齢が保険期間の始期日時時点で満15歳未満の場合
- ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意(署名)がない場合

※被保険者本人の年齢が保険期間の満期日時点において満91歳以上となるご契約はお引受することができません。

※記載されている以外の保険金額をご希望される場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。

※自動継続特約(保険契約の自動継続に関する特約)をセットすることにより、保険契約満了日と同一内容で、ご契約を1年間ずつ自動的に継続することができます。

- ・保険料のお支払方法は、口座振替・クレジットカード払のみとなります。
- ・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
- ・ご契約内容により自動継続でお引受できない場合があります。

日常生活：日常生活コース **総合補償**：総合補償コース **こども**：こどもコース **交通傷害**：交通傷害コース

★は総合補償コースにすべてセットされています(総合補償特約)。ただし、ご希望により補償対象外とすることができます。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

日常生活 **総合補償** **こども**

国内外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ※1に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。

交通傷害

国内外において、被保険者が次のような事故により被ったケガ※1に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。

- ・交通乗用具※2との接触、衝突等の交通事故
- ・交通乗用具※2に乗っている間の事故
- ・駅などの改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ・交通乗用具※2の火災

①死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

②後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%※3をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日※4を限度に、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

④手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。

ア. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍	イ. ア.以外の手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍
--	-------------------------------------

ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

⑤通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)した場合に、30日※5を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

個人賠償責任危険補償特約 **日常生活** **こども** **交通傷害**

個人賠償責任危険補償条項(総合補償特約) ★ **総合補償**

国内外において被保険者※がア. またはイ. の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア. 個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額を、1回の事故につき10万円を限度に保険金をお支払いします。

※被保険者(補償の対象となる方)の範囲は以下のとおりです。

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

- ①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子
④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等
(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。)
⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子(本人が未成年者である場合)

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・国外で発生した事故の場合
- ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合

など

保険金をお支払いしない主な場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング※6を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- 無免許運転や酒気帯び運転中に生じたケガ

など

- ※1 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ※2 自動車、自転車、電車、航空機、船舶、エスカレーター等をいいます。
- ※3 「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」をセットした場合は、後遺障害等級の第1級～第3級(死亡・後遺障害保険金額の78%～100%)までの後遺障害が補償の対象となります。
- ※4 「入院保険金支払限度日数変更特約」をセットした場合は、30日となります。
- ※5 「通院保険金支払限度日数変更特約」をセットした場合は、90日となります。
- ※6 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

- 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。

ア. イ. 共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア. 個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ. 保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

など

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】
通貨・預貯金証書・貴金属、自動車・原動機付自転車、動物・植物等の生物、建物、山岳登はん等の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具

など

- 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

※特約はセットされた場合にのみ適用されます(別途追加保険料が必要となります。).

※記載されている特約のほかにもセットすることができる特約があります。また、ご契約内容・事故内容により、記載されている以外の費用保険金や特約保険金がお支払いの対象となる場合があります。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

弁護士費用・法律相談費用補償特約 日常生活 総合補償 こども 交通傷害

以下の費用を保険期間^{*1}を通じて300万円を限度にお支払いします。

- ・不測かつ突発的な事故により、身体の障害または財物の損壊等の被害を受けたことについて、相手方に法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用または法律相談費用
- ・人格権侵害^{*2}またはその他の侵害^{*3}による精神的苦痛の被害を受けたことについて、弁護士委任を行う場合の弁護士費用または法律相談費用

※1 保険期間が1年を超える契約については保険年度ごとに適用します。

※2 不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。

※3 痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けることをいいます。

携行品損害補償特約(新価払) こども
携行品損害補償条項(新価払)(総合補償特約) ★ 総合補償

国内外において偶然な事故により携行品(被保険者が住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品)に損害が生じた場合に、損害額^{*}から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※損害額は新価額を基準に算出します。ただし、保険の対象が貴金属等の場合、時価額を基準に算出します。なお、損害額は携行品1個、1組または1対につき10万円を限度(現金・乗車券・宿泊券などは合計で5万円を限度)とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失
- 被保険者が航空機、船舶・車両に搭乗中に生じた事故
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療措置
- 被保険者相互間の事故
- 被保険者の配偶者、父母または子が賠償義務者である事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- 被保険者の職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 など

- 置き忘れ、紛失
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害
- 保険の対象である液体の流出
- 汚れ、キズなど機能に支障がない外観上の損傷 など

!! ●盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。

【補償の対象とならない主なもの】以下のとおり、総合補償コースとこどもコースで補償の対象とならないものが異なります。

総合補償	こども
預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、パドルボード、動物・植物、コンタクトレンズ、漁具(釣竿など) など	
携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子辞書、電子手帳、ラジコン模型、ドローン、眼鏡、サングラス など	

特約「オプション」

救済者費用等補償特約 こども
救済者費用等補償条項(総合補償特約) ★ 総合補償

国内外において次のア.～ウ.の事由により契約者、被保険者または被保険者の親族が遭難した被保険者の捜索等に要した費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

ア. 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合

イ. 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合

ウ. 被保険者が住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ビッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング^{*}を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ など

※登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

ホールインワン・アルバトロス費用補償条項(総合補償特約) ★ 総合補償

国内のゴルフ場^{*1}において、被保険者^{*2}がゴルフ競技中^{*3}にホールインワンまたはアルバトロス^{*4}を達成したことにより、お祝いとして次のア.～エ.等の費用を負担した場合に、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

ア. 同伴競技者、友人たちに贈呈する記念品購入費用

イ. 祝賀会費用

ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用

エ. 同伴キャディに対する祝儀

- 被保険者が勤務(経営)しているゴルフ場で達成したホールインワン・アルバトロス
- ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワン・アルバトロス(ホールインワン・アルバトロス費用にご加入いただけません。)
- 他の同伴競技者が1名以上いない場合(公式競技^{*5}は他の競技者との同伴の有無を問いません。) など

- ※1 国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で9ホール以上を有するものをいいます。
- ※2 保険証券の補償内容欄に記載の方となります。
- ※3 ゴルフ場においてほかの競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。
- ※4 「ホールインワン」とは各ホールの第1打によってボールが直接カップインすることをいい、「アルバトロス」とはホールインワン以外で各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- ※5 ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催または後援するゴルフ競技をいいます(プライベートコンペを含みません。)

育英費用補償特約 こども

国内外において急激かつ偶然な外来の事故によって、扶養者がケガを被り、その直接の結果として扶養不能状態^{*}になった場合に、保険金額の全額をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または所定の後遺障害(両眼が失明したとき、咀嚼および言語の機能を廃した状態など)に認定された場合をいいます。

- 扶養者の疾病、心神喪失によるケガ
- 扶養者が死亡、または所定の後遺障害の状態となった時に、被保険者(こども)を扶養していない場合 など

に補償の重複

ご契約にあたっては、賠償責任、弁護士費用・法律相談費用、携行品損害、救済者費用、ホールインワン・アルバトロス費用および育英費用の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

保険料の払込方法 保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約の内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払 ^(注)	一時払
口座振替・クレジットカード払(携帯電話方式)	○	○
コンビニ払・請求書払	×	○

(注) 分割払の場合には、分割回数に応じた割増が加算されます。

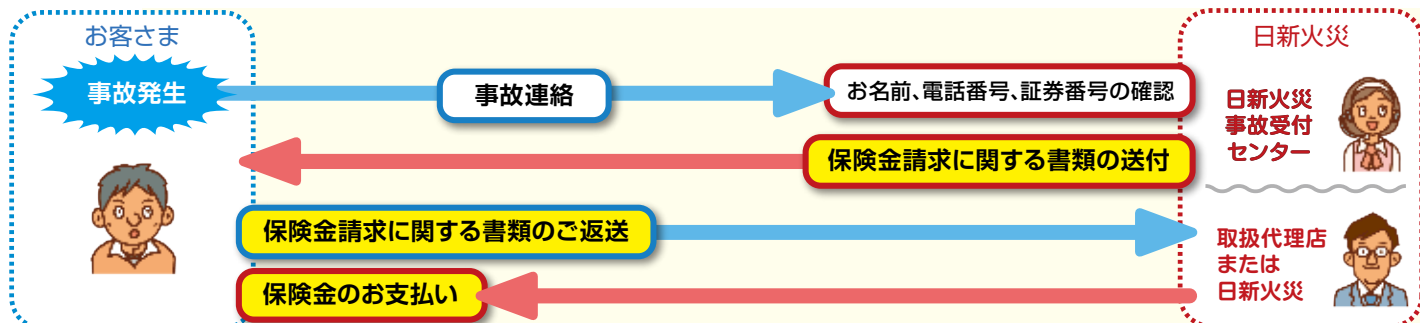
〈現金払の場合〉 保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

もしも事故にあわれたら

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233** までお電話を!**24時間
365日** 受付

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ



注意事項

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます)・共済契約などの重要な事項について正しくお申しいただく義務(告知義務)があります。正しくお申しいただきませんと、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後のご注意

- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります)を求めることができます。
- 保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までにお払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れると、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります)、3親等内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。
- ホールインワン・アルバトロス費用の保険金請求の際には、次の方が署名もしくは記名・捺印した弊社所定の目撃証明書または証拠*1が必要となります。
ア. 同伴競技者の目撃証明書
イ. 同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明書またはホールインワン・アルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記載された映像等のいずれか
ウ. ゴルフ場の責任者の証明書
※1 公式競技の場合は、ウ.のほかア.またはイ.のいずれか一方で足りります。
※2 帯同者(同伴キャディ以外の方で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない方をいいます。)は含みません。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。

*弊社は、お預かりしたお客様の個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
*保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

☎ **0120-232-233**

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター☎ **0120-718-268**9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)<https://www.nissshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。